

事務所だより 平成24年3月号

今月もよろしくお願ひいたします

安藤社会保険労務士事務所

ご挨拶

こんにちは。このところ大雪が降ったり、曇りの日が続いたり天候はグズグズしていますが、この時期を過ぎれば一気に春の陽気になってくるのでしょうかね。

ところで先週何年かぶりにインフルエンザA型にかかってしまい、久しぶりに40度近い熱を経験しました。それに加え腰痛を中心とした関節痛がひどくなり今でも多少痛みが残っている状況です。まだまだ流行っているようですので皆さまも十分お気をつけ下さい。

それでは今月もどうぞよろしくお願ひ致します。

安藤

○事務所スタッフより○

☆労務とは関係のないコーナーです☆

こんにちは。

日差しが出ると暖かく感じる



日が少しずつですが増えてきましたね。

となると、多くの方が悩まされるであろう花粉の季節の到来です……。テレビのニュースによると、今年は例年よりも花粉の飛散量は少なめとのこと。最近では花粉対策のマスクだけでなく、専用のメガネや鼻用の塗り薬、スプレー等種類もどんどん増えてきているようです。これらをうまく活用してつらい時期をなんとか乗り切りましょう！

さて、話は全く変わりますが、昨年はピストバイクによる歩行者への重大事故が多発し、ニュースや新聞紙面などを賑わせました。ピストバイクとは、競輪選手などが乗っている競技用自転車のことで、ペダルを反対に回すことによって車輪が後ろむきに回り、後ろに進ませることができます。そのため、普通の

自転車のようなブレーキがなく脚力で自転車を止める構造になっています。

昨年はピストバイクの人気や震災後のガソリン不足、公共交通機関の乱れから、通勤や業務に自転車を利用する者が増加した影響もあり、2011年の自転車事故件数は過去10年間で最悪になると予測されています。

これを受け警視庁では、基本的な運転マナーの浸透を図りつつ、悪質もしくは危険な自転車運転の取り締まりの強化を1月1日から実施しました。ピスト型のブレーキを取り付けていない自転車や飲酒運転など、重大事故につながる悪質運転には交通切符を積極的に適用する。また自転車運転時に携帯電話を使用したり、ヘッドホン等で音楽を聴いたりしながらの走行についても指導、警告を徹底し、その他、車道で自転車の通行を妨げる違法駐車車両の取り締まりもあわせて強化としています。

従業員の安全管理はもちろんのこと、従業員に法令および規則の遵守を教育するのも事業主にとっては不可欠なことだと思います。

また、万が一、人身事故により加害者となった場合のことも考え、日ごろからの自転車整備はもちろんのこと、自転車保険に加入することをも一つの対策です。保険には「TSマーク」「SGマーク」などがあり、自転車取扱店で1500円程度で加入できるそうです。

労務管理は日頃からの備えが重要です。いざというときの為に改めて社内規程の整備を行う時期なのかもしれません。

尾石



安藤社会保険労務士事務所

※「改正育児・介護休業法」が、7月1日から全面施行となります

2009年に、男女ともに仕事と家庭が両立できる働き方の実現を目指し、「育児・介護休業法」が改正されました。

これまでは従業員100人以下の事業主には、下記の制度の適用が猶予されていましたが、本年7月1日よりすべての事業主に適用されますので、ご注意ください。

◆短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

1. 事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、本人が希望すれば利用することのできる「短時間勤務制度」を設けなければなりません。
2. 「短時間勤務制度」は、就業規則に規定しているなど制度化されている必要があります、運用されているだけでは不十分です。
3. 「短時間勤務制度」は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含めなければなりません。なお、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務を選択することができる制度を設けたうえで、その他、例えば1日の所定労働時間を7時間や5時間とする措置や、隔日勤務で所定労働日数を短縮する措置などを併せて設けることも可能です。



◆所定外労働の制限

1. 3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は従業員の請求を拒むことができます。
2. 所定外労働の制限の申出は、1回につき、

1カ月以上1年以内の期間について、開始予定日と終了予定日等を明らかにして、開始予定日までの1カ月前までに事業主に申し出る必要があります。また、この申出は何回でもすることができます。

◆介護休暇について

要介護状態（負傷・疾病または身体上・精神上の障害により、2週間以上の期間にわたって常時介護を必要とする状態）にある家族の介護や世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることによって、介護する家族が1人ならば年に5日、2人以上ならば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

いずれの制度についても、新たに対象となる事業所においては、あらかじめ制度を導入したうえで就業規則などに記載し、従業員に周知する必要があります。また、適用除外とできる従業員の要件などについても注意が必要です。

全面施行が近づいていますので、7月までに導入に向けた準備をしておきましょう。

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町3-13-3

第2ヒロタビル4階

安藤社会保険労務士事務所

TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321

URL <http://www.ando-sr.jp/>

e-mail ando@ando-sr.jp

どうぞお気軽にお問い合わせください